

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休日の翌日
の翌日)

目次

◇規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

◇告示 鳥取県工業統計調査要綱の一部改正

の 国民健康保険医として登録があつたものとみなされるも
解除予定の保安林

土地改良区の定款の変更の認可

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の
補欠選挙に係る選挙人名簿について異議の申出がなかつ
た旨及び当該選挙において選挙すべき委員の数の

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数
の五十分の一の数等

◇選管告示

衆議院議員総選挙における立会演説会の開催計画に関す
る意見の聴取

規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十一号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）
の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表中整肢学園の項の次に次のように加える。

鳥取療育園	運転士	—
-------	-----	---

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十一年五月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第七百九十七号

鳥取県工業統計調査要綱（昭和四十七年十一月鳥取県告示第八百六十七号）の一部を次のように改正する。

昭和五十一年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

二中「行なう」を「行う」に、「十九人」を「二十九人」に改め、「並びに知事が分類別、経営組織別及び従業者規模別に抽出したもの」を削る。
三を次のように改める。

三 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

- (一) 事業所の名称
- (二) 事業所の所在地
- (三) 経営組織
- (四) 製造品在庫額、半製品及び仕掛品額並びに原材料及び燃料在庫額
- (五) 有形固定資産の現在高等

鳥取県告示第七百九十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
穴 戸 尚	鳥国医第二、一〇一号	昭和五十一年九月九日

鳥取県告示第七百九十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律

第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡名和町大字御来屋字東河原四〇の二
- 二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由

保健衛生施設用地とするため

鳥取県告示第八百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、佐陀川右岸土地改良区の定款の変更を昭和五十一年十月六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百一号

昭和五十一年十一月七日執行する鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の補欠選挙に係る選挙人名簿について、異議の申出がなかつたので、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十二條第一項の規定により、及び当該補欠選挙において選挙すべき委員の数を

次のとおり定めたので、同令同条第四項の規定により公告する。

昭和五十一年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 一人

選挙管理委員会公告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

昭和五十一年九月十日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年十月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 八、三二一

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二九、八四〇

鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二六、六七

米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三六、一五

倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、八六
 境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 八、四四
 岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、四三
 八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、三八
 気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五、七四
 東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一六、七四
 西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三、四二
 日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、九四

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第一百五十五条第三項の規定に基づき、近く予想される衆議院議員総選挙における立会演説会の開催計画について意見を聴くので、次のとおり鳥取県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求める。

昭和五十一年十月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和五十一年十月二十日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県議会第三委員会室